

市立大村市民病院 院内感染対策指針

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染対策は、最優先の病院安全管理のひとつである。院内感染を未然に防ぎ、万一、感染等が発生した際には、速やかに原因を特定し、制圧、終息を図ることが重要となる。院内感染防止対策の必要性や重要性を全職員が理解し、効果的・組織的に院内感染対策に取り組むことで、安心、適切な医療の提供ができるよう、本指針を策定する。

2. 院内感染対策のための委員会、その他の組織に関する基本的事項

(1) 院内感染対策委員会（Infection Control Committee：以下 ICC）

院内感染対策に関する事項の決議・決定機関として ICC を設置する。毎月 1 回定期的に会議を行い、緊急時には臨時会議を開催する。

(2) 院内感染対策チーム（Infection Control Team：以下 ICT）

院内感染対策業務の実働組織として、ICC の下部に ICT を設置する。週 1 回程度会議を行い、院内感染対策マニュアルの整備、職員に対する研修、抗菌薬の適正使用、病院内のラウンドと現場への介入、地域の医療機関との連携などを行う。

(3) 院内感染対策実践グループ（Infection Control Practice Group：以下 ICPG）

感染対策の周知、徹底のため、ICT の下部に ICPG を設置する。部署の担当者により、院内感染対策マニュアルの遵守や、部署ごとの問題抽出や改善を図る。

(4) 院内感染管理者

院内感染対策の実務責任者として、感染管理専従者を院内感染管理者とする。

院内感染管理者は、以下の業務を行う。

- ① 感染対策に情報の収集、調査、分析および対応に関すること
- ② 感染防止対策の推進に関すること。
- ③ 感染疫学情報の収集およびその解析に関すること。
- ④ 感染対策に関する教育・研修に関すること。
- ⑤ 感染対策に関する相談に関すること。
- ⑥ 地域の医療機関等との連携に関すること。
- ⑦ その他感染対策に関すること。

3. 職員に対する院内感染対策のための研修に関する基本方針

(1) 院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的方策について、職員に周知、徹底を図ることを目的に実施する。

(2) 就職時の研修 1 回の他、年 2 回、全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時、職種横断的に開催する。

(3) 職員教育の実施内容（開催日時、出席者、研修項目等）を記録・保存し、参加状況については、適宜所属部門に通知し、参加率の向上を図る。

4. 感染症発生状況の報告に関する基本方針

(1) 臨床検査科は、院内感染の発生状況を把握するため毎週「耐性菌検出情報」を作成し、院内感染対策委員長と感染防止対策室に報告する。また、全職員が閲覧できるイントラネットに掲載し、情報共有を図る。

- (2) 薬剤部は、抗菌薬使用状況を監視する。特に、カルバペネム系薬と抗 MRSA 薬については、届出、細菌培養提出状況を把握し、ICT と共に、抗菌薬の適正使用を推進する。また、全職員が閲覧できるイントラネットに掲載し、情報共有を図る。
- (3) 薬剤耐性菌と主要菌の検出状況、抗菌薬使用状況を ICC の定例会で報告し、情報共有を図る。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) 問題となる病原体を検出した場合、臨床検査科は、主治医、病棟師長、および感染防止対策室、その他関係部署に速やかに報告する。
- (2) 下に掲げる者を診察した時には、上記の者以外に事務職員担当者に報告する。事務職員担当者は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、適切な時期に、その者の年齢、性別、その他厚生労働省で定める事項を保健所を通じて都道府県知事に届け出る。
 - ①一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状の病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者。
一類感染症の者、またはその疑いがある者については、第一種感染症指定医療機関（長崎大学病院）、二類感染症の者、またはその疑いがある者については、第二種感染症指定医療機関（長崎医療センター）へ速やかに連絡し、受け入れを依頼する。
 - ②五類感染症のうち全数報告疾患の患者又は無症状の病原体保有者。
- (3) 院内の微生物の分離状況や感染症報告から、集団感染などが疑われた場合は、ICT が情報を収集し、アウトブレイクかどうかの判断を行い、迅速に対応する。重大な感染事例発生時は、臨時で院内感染対策委員会を開催し、拡大防止対策や再発防止対応について協議するとともに、改善策を全職員に周知し、アウトブレイクの早期終息を図る。
- (4) ICT は、発生の原因を究明し、改善策を立案・実行し、職員の周知、徹底を図る。
- (5) 感染拡大や早期終息とならない場合等は、基準に従い、長崎県央保健所へ報告する。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 本指針は、病院ホームページに掲載し、患者および家族が閲覧できるようにする。
- (2) 疾病の説明と共に感染防止の基本についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

7. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を整備し、職員への周知、徹底を図る。また、マニュアルは定期的に見直し、随時改訂する。

8. 院内感染対策推進のために必要なその他の基本方針

- (1) 重大な院内感染が発生し、院内のみでの対応が困難な事態が発生した場合、又は発生したことが疑われる場合には、保健所等の行政機関などに報告、相談する。
- (2) 対策を講じたにも関わらず、感染症を制圧、終息できない場合等、必要に応じて長崎感染制御ネットワーク等に相談し、外部からの協力と支援を要請する。